

記載例

租税条約の規定による令和〇〇年度分個人市・府民税の免除に関する届出書

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第11条に基づき、次のとおり届け出ます。

八幡市長 あて

令和〇〇年 1 月 31日

市・府民税の免除を受ける者	氏名	ABC DEFGH		
	住所（居所）	八幡市〇〇〇〇〇〇番地		
	生年月日	1986年1月1日	年齢	〇〇歳
	国籍	アメリカ合衆国	入国年月日	〇〇〇〇年4月1日
	在留資格	学生	納税地	京都府八幡市
	在留期間	〇〇〇〇年4月1日から 〇〇〇〇年3月31日		
	入国前の住所	〇〇州〇〇群〇〇市〇〇〇		
在籍する学校、訓練を受ける事業所等	名称	〇〇大学		
	所在地	〇〇市〇〇〇丁目〇-〇		
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国とアメリカ合衆国との間の租税条約第〇〇条第〇〇項により、租税条約に関する届出書を令和〇〇年〇〇月〇〇日に税務署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支払者名称（氏名）	株式会社 〇〇〇		
	支払者所在地（住所）	〇〇市〇〇〇丁目〇-〇		
	契約期間	〇〇〇〇年4月1日から 〇〇〇〇年3月31日		
	所得の種類	給与	支払金額	月額〇〇円
	支払方法	現金	支払期日	毎月〇〇日
	職務の内容	一般事務	資格	
納税管理人 ※届出している場合	氏名			
	住所			
その他参考となるべき事項				

【添付書類】

- *税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し（税務署受付印のあるもの）
- *学生の場合は在学証明書、事業修習者の場合は事業修習者であることを証明する書類、交付金等の受領者である場合は、交付金等の受領者であることを証明する書類、雇用契約等を締結している場合は、雇用契約等の契約書

【注意事項】

- *この届出書は毎年提出していただく必要があります。
- *提出期限（3月15日）までにご提出ください。（土、日曜日、祝日及び振替休日の場合は翌開庁日）
- *提出がない場合は、免除が受けられませんのでご注意ください。